令和2年2月6日

長野県地方税滞納整理機構規則第2号

(目的)

第1条 この規則は、長野県地方税滞納整理機構会計年度任用職員の懲戒に関する条例 (令和2年条例第3号。以下「条例」という。)を実施するため必要な事項を定めることを目的とする。

(戒告の手続)

第2条 戒告の書面には、その責任を確認させ、その将来を戒める旨の記載がなされてい なければならない。

(書面の交付)

- 第3条 条例第3条に規定する書面の交付は、会計年度任用職員に直接行わなければならない。ただし、直接交付することができない場合は、内容証明郵便等確実な方法により送達しなければならない。
- 2 前項の書面の交付又は送達は、これを受けるべき者の所在を知ることができない場合においては、その内容を長野県地方税滞納整理機構公告式条例(平成23年1月4日 長野県地方税滞納整理機構条例第2号)の規定の例により告示することによってこれ に替えることができるものとし、その告示の日から2週間を経過したときに書面の交付があつたものとみなす。

(懲戒処分の報告)

第4条 任命権者は、懲戒処分を行つたときは、処分説明書の写を添えて公平委員会に報告するものとする。

(補則)

第5条 この規則に定めるものの外、この規則の実施に関し必要な事項は、広域連合長が 別に定める。

附則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。